

出田家所蔵播磨国風土記写本調査概報

——谷森本播磨風土記（谷・二一五）を介して——

垣内 章

はじめに

さきの拙文⁽¹⁾の発表後に調査しえた『播磨国風土記』の写本のうち、播磨国揖西郡揖保村（現兵庫県たつの市揖保町揖保上）の夜比良神社神官であった出田富祇^{とみまさ}所蔵本（たつの市立龍野歴史文化資料館寄託）三点について概略を報告する。なお、用字等は前書に準拠した。

出田本の概要

○「播磨風土記」

〈奥書・跋文等〉

右播磨風土記以或家古卷令寫之當時出雲豊後之

外諸國風土記逸於後人擬作者
餘國猶有之竅可謂奇珍矣

寛政八年六月廿六日同日令一校而所と有不審
重以正本可校者也

正二位藤 紀光

嘉永五年九月六日書写 平 種案

(朱書)「同 六年十一月廿八日書写校合了 中臣連胤」

安政三年十月八日書写了 源 爲彦

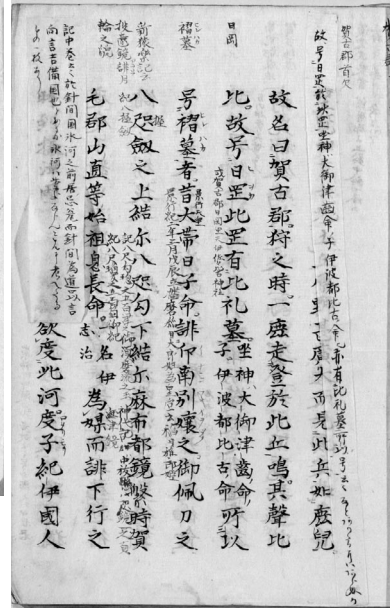
同 四年十月十五日書写了

此書すへて朱もて書入たるは鈴鹿連胤なり墨もて張紙したるは上月為彦なりまたおのがおもふよしはかなもてかけり 平保

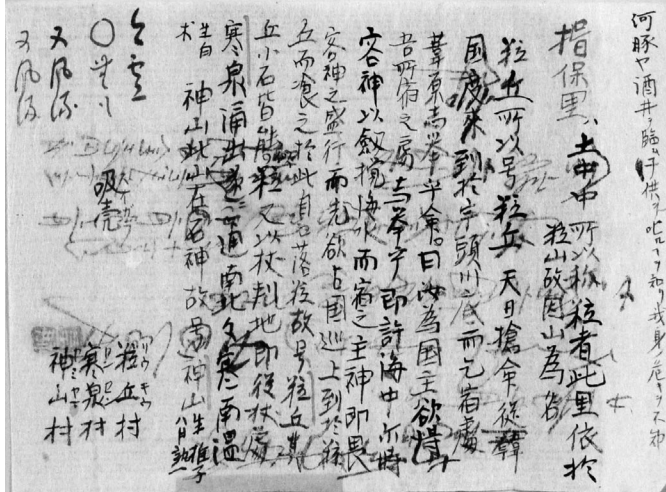
明治三庚午年正月吉書初寫之 出田富祇

※タテ二七・八センチメートル、ヨコ二〇・〇センチメートル。表紙裏表紙除く四八丁。半丁一行二〇字詰め、七行。本文四八丁。表紙に、「播磨風土記」風土記「全」を直書し、「15-435」のラベルが添付する。「出田藏書之印」朱文豎印、「富祇」白文方印、「子墨氏」カ

〔富祇〕（子墨氏）カ



播磨風土記



紙片B面

平保本の最も古いしかも忠実な写本であるが、家本にはない付箋^③等もある。書写した出田富祇は、家伝^④によると夜比良神社祠官で、平田門下であったとのこと。

なお蛇足ながら、本書に挟み込まれた紙片のB面には、一文字脱漏、一文字加上があるものの、基本的には出田本「播磨風土記」から抜き書きしたものと認められる揖保郡揖保里条が記されており、本文の「粒丘」「寒泉」「神山」には朱線が引いてあり、左隅には「粒丘村」^{リウキウ}「寒泉村」^{カンセン}「神山村」^{カミヤマ}と別記されている。

A面が、明治二十一年（一八八八）九月九日付けの借用証文であり、返済期日が同年十二月末であることを勘案すると、翌二十二年四月一日に施行される町村制に向けた新村名を『播磨国風土記』に求めようとしたものと思われる。

ただ、新村名は、出田の思いとは別に「揖保村」となったが、これも風土記受容の一形態であろう。

○「播磨風土記抜書」

〈奥書・跋文等〉

逸文二条あり。今のところ、岡

右播磨風土記以或家古卷令寫之當時出雲豊後之外諸国風土記逸於後人擬作者餘国猶有之取可謂奇珍矣

寛政八年六月廿六日同日令一校而町々有不審重以正本可校者也

正二位藤 紀光

嘉永五年九月六日書写了

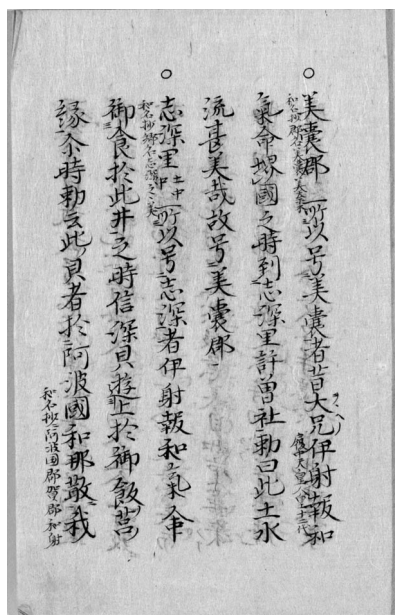
平 種案

同 六年十一月廿八日書写校合了 中臣連胤

※タテ二五・〇センチメートル、ヨコ一七・〇センチメートル。一三丁。表紙に直書きで「播磨風土記板書ノ諸國風土記逸文ト云記別ニ有ノ子谷斐與

寫」とある。「15-434」のラベル添付する。「出田藏書之印」朱文豎印あり。ただし墨付きは一〇丁ウラまで。料紙・筆跡は、播磨風土記・播磨風土記考とは異なる。

本写本の構成は、考証記事、惣国風土記播磨国



播磨風土記抜書

条に続いて、美囊郡条冒頭から奥書、逸文二条（爾保都比売・明

石驛家）、賀毛郡檜原里玉野村条、そして「是ヨリ古風土記寫」として、『備後国風土記』『蘇民将来』『伊予国風土記』『天の山本』『阿波国風土記』『奈汰・勝間井・天の本山を掲出する。』

当国風土記の部分は、本文は明らかに校合本系であるが、底本を同定するまでには到らないものの、全体としては多和文庫乙本（上月豊蔭本の写し）に近いような印象を受ける。

ただ、後にも述べるが美囊郡志深里の高野宮・少野宮・池野宮には、ほかの校合本にはみえない注記が存在する。

なお、子谷政与や書写の時期は現時点では明らかにしがたいが、本書が『播磨国風土記』、なかでも美囊郡及びその関連記事に注意が向かっていること、美囊郡三木町（現三木市本町二丁目）大宮神社の神職池田春翬しゆんきが、明治四年（一八七二）二月二日に姫路・龍野方面の探索を終え「諸国風土記」を写し帰っていること、池田の周辺には「子谷近江串人」という同郡小林（現三木市別所町小林）の八幡神社神職の存在が確認できること⑤などから、池田が何らかの関わりを持つのではな

ラベル添付する。

上は、賀古郡日岡から揖保郡桑原里まで、一三丁。下は、讃容郡から追録記事まで、七丁。国絵図は折りたたまれ、挟み込まれている。岡平保の奥書を欠き、転写の年紀もない。両冊ともに、「出田藏書之印」朱文豎印、「出田富祇」の書名と「富祇」白文方印、「子墨氏」カの朱文方印あり。また、ともに行数・字数一定していない。

書名は東京大学史料編纂所本を彷彿させるが、内実は岡家本の写し⁶⁾であり、親本の指示にしたがつて編集しているのは編纂所本と同じである。

ただ、本書は、岡家本とは若干文字の異同があり、後にも述べるように、親本にはない付箋等を有している。

出田本と谷森本播磨風土記（谷・二二五）

出田家所蔵の写本三本のうち、「播磨風土記」「播磨風土記考」は出田富祇が岡家本を書写したものであるが、出田家本には岡家本には存在しない付箋・書入が認められる。それらを諸本と対照

したところ、宮内庁書陵部図書寮文庫谷森本「播磨風土記」（谷・二二五）（以下「谷森本（谷215）」）ということがある）と近似するものがあることが判明した。

谷森本（谷215）は、校合本系で、タテ二七・七センチメートル、ヨコ一九・五センチメートル。考証記事・惣国風土記播磨国条（以上貼紙）・逸文二条、頭書、書入、付箋がある。半丁一行二〇字詰め、七行。本文四七丁。谷森善臣の「靖齋圖書」朱文方印、「宮内省圖書印」朱文方印、図書寮のラベルがある。惣国風土記播磨国条の貼紙は、多和文庫甲本の花押と同形の花押で割つてある。

そして、その奥書は、左のような他に例をみない特徴的なもので、しかも柳原紀光の奥書にも他本にはみられない文字使い（傍点部分）が認められる。

（貼紙）
一柳原家藏本奥書

右播磨風土記以或家古卷令写之當時出雲豊後之外諸國風土記既逸

寛政八年六月廿六日

於後人擬作者餘國猶在
同日令一校而所々有
審重以正本可校者也

正二位藤原紀光

播磨國風土記一卷就三條西殿文庫古卷書寫畢

嘉永五年三月廿九日

種案

(朱書)
「明治十五年九月十九日訓讀畢」

橋本雅之は本書を「『播磨國風土記』の注釈に
関する、最も初期の資料」(傍点は引用者)とす
るが、以下の観点から首肯できない。

今仮に、橋本の言を容れた場合、当該書が校合
本系諸本の親本となる可能性が高くなるにもかか
わらず、

①同一の奥書を有する写本は、管見の限りでは存
在しない

②本文には、行23の「於城」に転倒符合を付す、

行24の最後尾を「息長命」榑と、行83では「其
船破處者号船丘波起處者即号

○波其波丘琴落」と、行91では「苦齊」とする

等々の特徴的な校訂が存在するが、これらは他
の校合本系の諸本には認められない

③「善臣」云々で始まる付箋等がみられるが、谷

森は、明治三年(一八七〇)十一月までは「種
案」を、同四年二月には「善臣」を名乗ってい
るから、これらの付箋等は少なくとも明治四年
以降のものとみるべき^⑩

④谷森が作成した三条西家本の臨模本は、他の蔵

書と共に元治元年(一八六四)の禁門の変によ
り灰燼に帰し、維新後に模写し直されている
(多和文庫甲本の谷森奥書)が、本書は罹災を
免れえたのか

等々、否定的な事柄があまりにも多く、谷森再臨
模本同様、明治期に至って再度書写されたとみる
のが穏当なところではないのだろうか。

それはさておき、出田本と谷森本(谷215)と
の類似点である。

例えば、出田本「播磨風土記考」四丁ウラ(伊
和里)の地に貼られた付箋には

善臣按二十四丘ノ名上文ニハ沈石丘ヲ脱シ下
文ニハ船丘ヲ脱シタレトモ互ニ考証シテ其名
具レリソハ船丘、波丘、琴丘、筥丘、匣丘、
箕形丘、甕丘、稻牟礼丘、胄丘、沈石丘、
丘、鹿丘、犬丘、日女道丘、アハセテ十四ア
リ上文ニ菘丘トアルハ菘丘ノ誤ニテ下文ノ藤
丘ニ當レリ菘字ハ日本紀ニ藤原ヲ菘原トカキ
タル条モアルニ據テ菘藤同訓ニ用ヒタリシヲ
知ルヘシ今モ藤字ノ草書ニ後トカク是ナ

ハチ莪字ナリ管箱通用ハ誰モ知レルカ如シ手
菟丘八十四丘ノ内ニアラス。(〓朱書)

とあるが、谷森本(谷215)六丁ウラの付箋には
善臣按二十四丘ノ名下文ニ舩丘ヲ脱シ此条ニ
沈石丘ヲ脱シタレトモ互ニ考証シテ其名具レ
リソハ舩丘、波丘、琴丘、管丘ハコ、匣丘クシケ、箕形
丘、甕丘、稻牟礼丘、胃丘、沈石丘、莪丘、
鹿丘、犬丘、日女道丘、アハセテ十四アリ。(〓
朱書)

と。また、同書六丁ウラの頭書には

(朱書)「菟恐莪之誤藤莪同訓書記藤原或作莪原莪丘下
文藤丘即是」

とある。この出田本「播磨風土記考」四丁ウラの
付箋は、その内容から谷森本(谷215)の付箋及
び頭書を踏まえたものと見做すべきものである。
次に、谷森本(谷215)神前郡多駝里条(三四
丁ウラ)の付箋に、

國人云多駝ハ多馱ノ誤ニテタゞトヨムヘキ坎
今蔭山庄ノ内ニ多田村東西二村アリ姫路ヨリ
三里丑方ニアリト云ヘリ

(朱書カ)「今按ニ多駝ハ多馱ノ誤ナルヘシ」

というものがある。これもほかの写本にはみえな
いものであるが、その内容から出田本「播磨風土
記考」下の四丁オモテ多駝里本文の

この馳もまた曰多駝とある馳もともに馱の誤
にてこゝの文ハタ、ニコフカモトノリ玉ヒキ
カレタ、トイフとなくて、聞えかたし。その
上タ、といふ據は蔭山庄の内に多田村東西と
二村あり多田村ハ姫路より三里丑方なり

という岡平保の言を踏まえたものとみるのが穩当
なところであろう。

とすれば、出田本「播磨風土記考」と谷森本
(谷215)とは相互に影響しあっているとよい
だろう。

もう一点。これは先の二点ほど関連性を明瞭に
指摘できるものではないが、「播磨風土記抜書」
の美囊郡志深里条(四丁オモテ)の少野宮・池野
宮の傍注に、

日本記(マ)ニ曰弘計天皇宮ニケ所有一ノ宮ハ少郊ラ、キ
ニ有テ二ノ宮ハ池野ニ有トアリ

とある。谷森本(谷215)にも同所に、

(朱書、右)「仁賢紀或本云億計天皇之宮有二所一宮於川村

二宮於縮見高野其殿柱至今未朽」

〔朱書左〕「顯宗紀或本云弘計天皇之宮有二所一宮於少郊

二宮於池野」

とあつて、出田本の傍注はこのうちの左注を読み下したかと思うほど近似した内容となつてゐる。

これは、『日本書紀』¹²顯宗紀元年条割書の「或本云弘計天皇之宮有二所焉一宮於少郊二宮於池野又或本云宮於甕栗」を踏まえたものであるうが、このような傍注は、「播磨風土記抜書」と谷森本（谷215）のみにみられるもので、ほかの校合本にはみることはない。

強いていえば、敷田年治が『標注播磨風土記』¹³の追而書に、

同郡同條・高野宮・少野宮・川村宮・池野宮
とあるハ・顯宗元年ノ紀の細字に或本云・弘計
天皇之宮有二所焉・一宮於少野二宮於池野
於池野一・仁賢元年ノ紀の細字に或本云・億計
天皇之宮有二所焉・一宮於縮見高野一・
其殿柱至今未朽とあるを・書紀の注者・右
の宮號を悉ク大和國に説キつけたるハ・大く誤
り・

と注記しているのが類例といえよう。¹⁴

おわりに

以上、出田家所蔵の『播磨国風土記』にかかる写本の概略、並びに谷森本（谷215）と比較検討する中で得た知見を述べた。

谷森は明治四年二月には「善臣」に改名しているから、出田家所蔵本と谷森本（谷215）との関わりは少なくともそれ以降となるうが、両者がどのようなにかかわったのか、考究すべき課題がまた一つ増えたようにも思う。

小稿をなすにあたって左記の方々にお世話になった。末筆ながら感謝の意を表します。（敬称略）

市村高規・出田茂典・宮内庁書陵部・たつの市立龍野歴史文化資料館・田中隆次・依藤保

(1) 垣内章「近世末期における『播磨国風土記』の書写・伝播過程について―播磨における風土記の受容―」(『播磨学紀要』第一九号、二〇一六年、播磨学研究所)。

(2) なお検討の要あり。

(3) 例えば、神前郡高岡里の本朝語園』七巻の「陰陽家占之沙汰」など。これは、「七種山作門寺」の付箋中「滋岡川人」にかかる史料を付箋としたもの。

(4) 現当主、出田茂典氏のご教示による。

(5) 探索の主目的は神道形式による葬祭儀式書の入手にあり、「諸国風土記」は副産物の模様。

池田春鞏「大宮神社日記」(村松義臣編『春鞏の日記』〈三木市文化研究資料第五集、一九六八年、三木市教育委員会〉)。

(6) 下の神前郡高岡里の見出しに、「高岡里 神^下■西奈^上 具佐山」と、平保の編集指示を遺している。

(7) 国文学研究資料館HP電子資料館の数値を参照。

(8) 橋本雅之「古風土記の受容と注釈」(『萬葉』第二二二号、二〇一六年)。なお、傍点は垣内が付した。

(9) 山川本播磨国風土記の行番号を援用する。以下同。
沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『播磨国風土記』(二二〇〇

五年、山川出版社)。

(10) 明治三年(一八七〇)十一月改の『職員録』には諸陵寮の助として「正七位守平朝臣種松^{谷森}」と、同四年二月改の『職員録』には同じく諸陵寮の助として「正七位守平朝臣善臣^{谷森}」とある。

国立公文書館HPデジタルアーカイブ参照。

(11) 埴忠韶本(国立公文書館)・温故堂文庫本(川越市立中央図書館)「播磨風土記」の奥書には「明治三年三月以谷森善臣家藏本」云々とあるが、両書は同筆。奥書のうち、埴忠韶本の「明治六年七月十日以木村正辞藏本校合了 埴忠韶」のみ異筆(忠韶自書カ)。「明治三年三月」云々は、文字も小さく窮屈な位置に記入されているところから、明治六年(一八七三)七月の書写の最終段階で追記されたものと思われる。

また、両書共に谷森本(谷215)の②のような本文構成にはなっておらず、谷森本(谷215)を披見したとは考えがたい。

拙文「『播磨国風土記』写本調査略報(承前)」(『播磨学紀要』第二〇・二一合併号、播磨学研究所)も併せ参照下されば幸いである。

(12) 卷末に「慶長十五庚戌仲夏念八／洛納野子三白誌」とある本。無刊記で卷末に「慶長己亥姑洗吉辰(四年) 正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識／以 勅本板行」とある本も同じ。両書共「少郊」の左傍には「ヲノ 私」とある。

(13) 敷田年治『標注播磨風土記』下 追而書（一八八七年、玄同舎）。

(14) 敷田は『日本紀標注』において「少郊池野は、上に引ける播磨風土記、美囊郡ノ條に、少野宮池野宮あり、此に或本とは播磨風土記の傳へなり」と付言している。

敷田年治『日本紀標注』一四（一八九一年、小林林之助發行）。